

# 大阪維新 政調会 配席表 平成27年2月3日(火) 第1委員会室

出入口

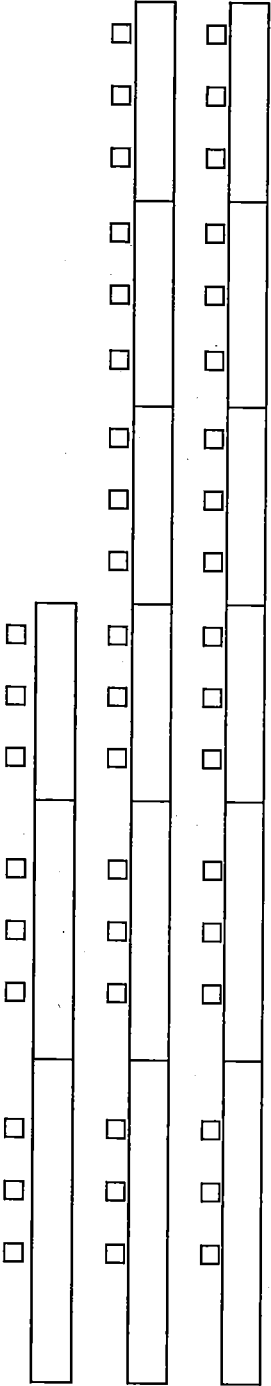
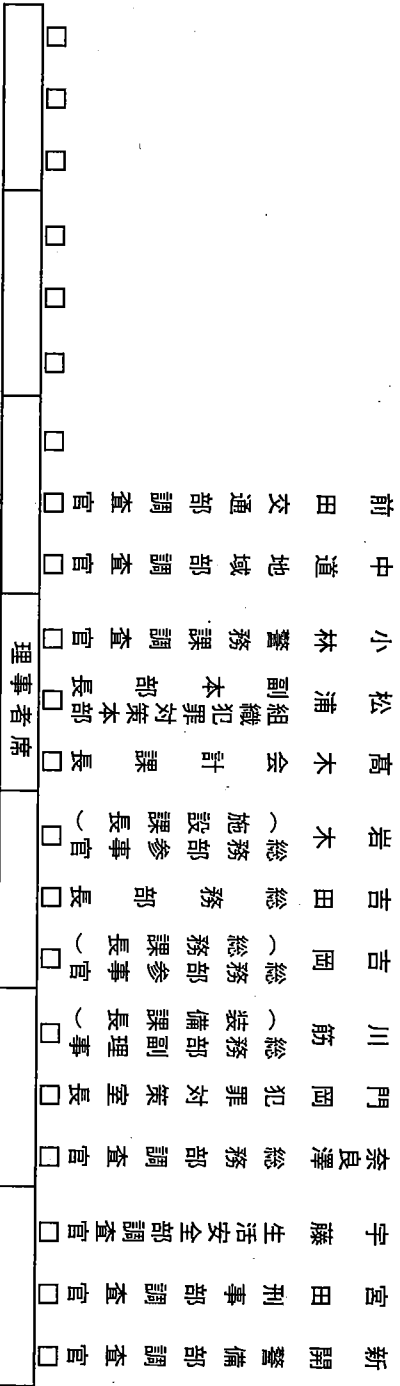
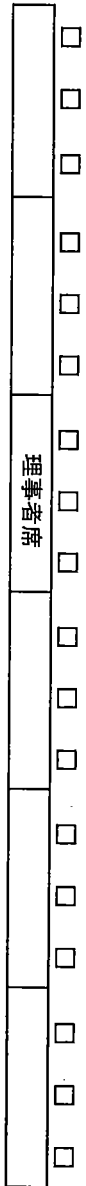
廊下

出入口

TVモニター  
操作盤

□□□□  
□□□□  
□□□□  
□□□□  
□□□□  
□□□□  
□□□□

随行者 24名



議員席 47席

窓側

事務局

事務局

マイク操作

## 平成27年2月定例府議会 提出予定議案の概要

資料番号	条 例 名	概 要
1	大阪府警察本部組織条例 一部改正の件	犯罪抑止戦略本部の新設に伴い、刑事部が所掌していた犯罪統計業務を同本部へ移管するもの。
2	大阪府警察職員定員条例 一部改正の件	大阪府の地方警察官の定員の基準が改正され、63人増員されることに伴い、警察官の階級別定員を改正するもの。
3	大阪府警察職員賞じゅつ金 等支給条例一部改正の件	殉職者賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金の支給額の改正を行うもの。
4	大阪府風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に関する 法律施行条例一部改正の件	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、風俗営業の許可に係る制限地域に、「幼保連携型認定こども園」を加えるもの。
5	大阪府警察事務手数料条例 一部改正の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路交通法施行令に規定する運転免許等に関する手数料の標準額が改正されることから、条例に規定する手数料を改正するもの。</li> <li>○ 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する猟銃の許可基準の特例に、「災害により猟銃を亡失又は滅失し、許可を失効させた者が、新たに許可を受けようとする場合」が追加されたため、所要の改正を行うもの。</li> <li>○ 道路交通法の一部改正により自転車運転者講習が規定されたことに伴い、同講習に係る手数料の標準額が新設されることから、条例に追加するもの。</li> </ul>
6	交通事故に係る損害賠償請求 に関する損害賠償の額の決定 及び和解の専決処分の件	公務のため自転車を運転していた府警察職員が発生させた交通事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。
7	平成27年度主要事業概要案	

大阪府警察本部組織条例の一部を改正する条例の件について

1 改正する条例

大阪府警察本部組織条例（昭和29年大阪府条例第24号）

2 改正の理由

これまで各部が個別に集約・活用してきた犯罪関連情報を一元的に管理し、部門横断的かつ多角的に運用する体制を構築すべく、犯罪抑止戦略本部を新設する。

これに伴い、これまで刑事部が所掌していた犯罪統計業務を犯罪抑止戦略本部へ移管するもの。

3 改正の内容

(1) 刑事部の分掌事務

刑事部の分掌事務から、犯罪統計業務に関する記載を削除する。

(2) 公安委員会規則への委任事項を追加

犯罪統計業務は、公安委員会規則で設置する犯罪抑止戦略本部の分掌事務として規定することから、公安委員会への委任事項を追加する。

4 施行予定日

平成27年4月1日

以 上

## 資料2

### 大阪府警察職員定員条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件 について

#### 1 改正する条例

大阪府警察職員定員条例（昭和31年大阪府条例第3号。以下「条例」という。）

#### 2 改正の理由

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部を改正する政令（未公布）により、警察官の定員の基準が改正されることに伴い、標記条例に定められた警察官の階級別定員を改正する必要があるため。

#### 3 改正の内容

警察法施行令の一部を改正する政令（未公布）により、大阪府の地方警察官の定員の基準が改正され、63人増員されることに伴い、条例に定める警察官の定員を21,338人とし、警察官の階級別定員を次のとおり改正するもの。

区 分	改 正 案	現 行
警 視	<u>520</u> 人	<u>519</u> 人
警 部	<u>1,187</u> 人	<u>1,183</u> 人
警部補及び巡查部長	<u>12,532</u> 人	<u>12,495</u> 人
巡 査	<u>7,099</u> 人	<u>7,078</u> 人
合 計	<u>21,338</u> 人	<u>21,275</u> 人

#### 4 施行予定日

平成27年4月1日

以 上

## 大阪府警察職員賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例の件について

## 1 改正する条例

大阪府警察職員賞じゅつ金等支給条例（昭和29年大阪府条例第31号）

## 2 改正の理由

東日本大震災のように甚大な被害をもたらす大規模な災害が発生した場合、全国から被災地に警察職員が派遣されることとなるが、同様の職務に従事するにもかかわらず、他府県警察職員との間で賞じゅつ金の額に差がある状況では、職務を遂行する警察職員の士気に著しく影響を与えてしまうことから、殉職者賞じゅつ金等の支給額を改正するものである。

## 3 改正の内容

区 分		改正後	改正前
殉職者 賞じゅつ金	抜群の功労があり、一般の模範と認められる者の額	3, 000万円	2, 500万円
	上記のうち、危害又は災厄を受けるおそれが極めて大であるにもかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行した者の最高額	6, 000万円	5, 000万円
障害者 賞じゅつ金	抜群の功労があり、一般の模範と認められる場合の障害第一級から障害第八級に該当する者の額	1, 870万円 ～ 640万円	2, 500万円 ～ 640万円
	上記のうち、危害又は災厄を受けるおそれが極めて大であるにもかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行した場合の障害第一級から障害第八級に該当する者の最高額	(加算制度新設) 4, 120万円 ～ 1, 280万円	(加算制度無し)

## 4 施行予定日

公布の日

以 上

## 資料 4

### 大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の件について

#### 1 改正する条例

大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年大阪府条例第6号。以下「条例」という。）

#### 2 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の一部改正に伴い、新たに「幼保連携型認定こども園」の認可等制度が創設されたことから、これを風俗営業の営業制限対象施設とするため、条例の一部を改正するもの。

#### 3 改正の内容（別表のとおり。）

条例第2条第1項第2号に規定する風俗営業の許可に係る制限地域について、新たに認定こども園法第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」を加える。

#### 4 施行予定日

平成27年4月1日

以上

大阪府条例第 号

大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
の一部を改正する条例

大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和三十四年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(風俗営業の許可に係る制限地域) 第二条 (略) 一 (略) 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校若しくは同法第三十四条第一項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童、生徒等に対して教育を行うもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する保育所、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園又は医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下同じ。)</u>の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートル(当該施設の敷地が都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域にある場合にあつては、当該施設の敷地の周囲おおむね五十メートル)の区域。ただし、公安委員会規則で定める区域を除く。 2・3 (略)</p>	<p>(風俗営業の許可に係る制限地域) 第二条 (略) 一 (略) 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校若しくは同法第三十四条第一項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童、生徒等に対して教育を行うもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する保育所又は医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下同じ。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートル(当該施設の敷地が都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域にある場合にあつては、当該施設の敷地の周囲おおむね五十メートル)の区域。ただし、公安委員会規則で定める区域を除く。 2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 大阪府警察事務手数料条例の一部を改正する条例の件について

### 1 改正する条例

大阪府警察事務手数料条例（平成12年大阪府条例第38号。以下「条例」という。）

### 2 改正する手数料等の概要

#### (1) 道路交通法施行令の一部改正に伴う条例の改正

##### ア 改正の理由

道路交通法施行令に規定する運転免許等に関する手数料の標準額が改正されることから、当該標準額に対応する条例に規定する手数料を改正するもの。

##### イ 改正する主な手数料

別表のとおり。

##### ウ 施行予定日

平成27年4月1日

#### (2) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う条例の改正

##### ア 改正の理由

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する猟銃の許可基準の特例に、「災害により猟銃を亡失又は滅失し、許可を失効させた者が、新たに許可を受けようとする場合」が追加されたため。

##### イ 改正の内容

条例第6条の表7の項中「法第5条の2第3項第2号に掲げる者」を「法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者」に改正する。

##### ウ 施行予定日

公布の日

### 3 新設する手数料の概要

#### (1) 新設の理由

道路交通法の一部改正により自転車運転者講習が規定されたことに伴い、道路交通法施行令で同講習に係る手数料の標準額が新設されることから条例に追加するもの。

#### (2) 新設する手数料の額

5,700円

#### (3) 施行予定日

平成27年6月1日

以上



運転免許関係手数料 新旧対照表(抜粋)

● 試験関係

項目		現行	改正後	差額
大型・中型自動車	一般受検者	4,600	4,400	-200
普通自動車	教習所卒業者	1,800	1,750	-50
	特定失効者(うっかり失効等)	1,900	1,850	-50
	特定取消処分者	1,900	1,850	-50
	第二種免許(大型、中型、普通)	一般受検者	4,600	4,550
再試験	大型二輪車	1,700	1,750	50
	普通二輪車	1,700	1,750	50
	原動機付自転車	1,000	1,050	50
審査(限定条件解除)		1,550	1,450	-100

● 交付関係

項目	現行	改正後	差額
免許証再交付	3,600	3,500	-100

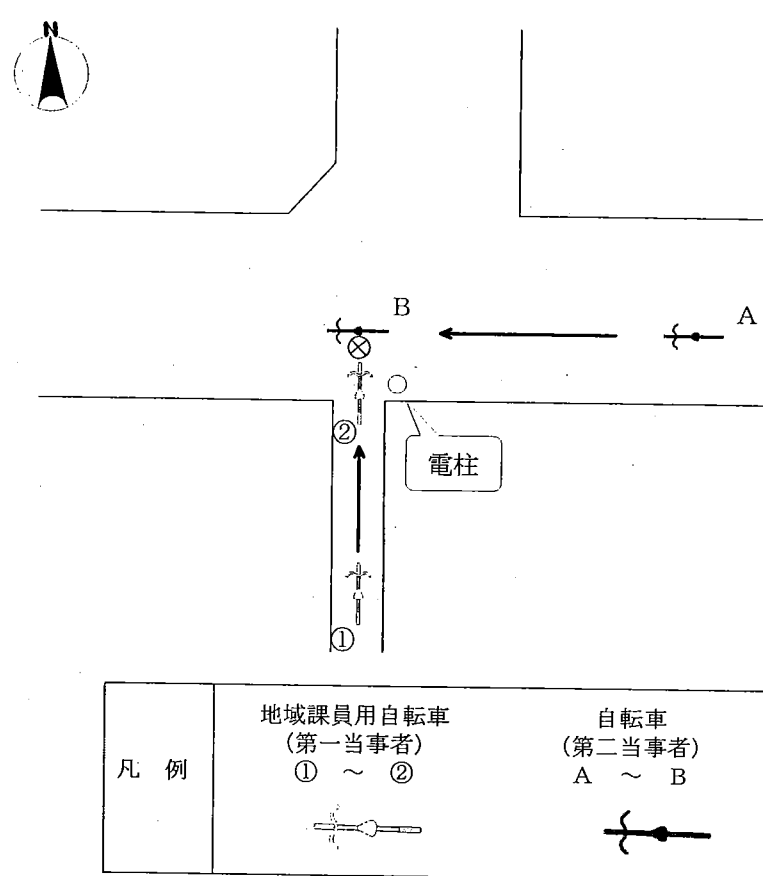
● 講習関係

項目		現行	改正後	差額
取消処分者講習		31,850	30,550	-1,300
停止処分者講習	短期(40日未満の停止)	13,200	12,600	-600
	中期(40~90日未満の停止)	22,000	21,000	-1,000
	長期(90日以上)の停止	26,400	25,200	-1,200

● 講習関係

項目		講習時間	現行	改正後	差額
初心者講習	普通自動車	(7H)	14,700	14,350	-350
	大型二輪車	(7H)	19,250	18,900	-350
	普通二輪車	(7H)	18,200	17,850	-350
	原動機付自転車	(4H)	9,800	9,600	-200
	通知手数料		850	900	50
更新講習	優良運転者	(0.5H)	600	500	-100
	一般運転者	(1H)	950	800	-150
	違反運転者	(2H)	1,500	1,350	-150
	初回更新者	(2H)	1,500	1,350	-150
高齢者講習	70~74歳	(3H)	5,800	5,600	-200
	75歳以上	(2.5H)	5,350	5,200	-150
違反者講習	一般(実車)	(6H)	13,350	13,200	-150
	社会参加活動	(6H)	9,200	9,050	-150
	通知手数料		850	900	50
自転車運転者講習		(3H)		5,700	新設

## 損害賠償請求事件の和解の概要

1 発生日時	平成26年3月27日(木)午後7時2分頃
2 発生場所	大阪市東成区神路三丁目13番1号先路上
3 事案概要	<p>第一当事者である府警察職員が、公務のため地域課員用自転車を運転中に第二当事者運転の自転車と出合い頭に衝突したものである。</p> 
4 当事者	<p>第一当事者          運転者 大阪府東成警察署地域課 巡査 男性 (当20歳)          運転車両 地域課員用自転車</p> <p>第二当事者          運転者 大阪市東成区在住 アルバイト 男性 (当67歳)          運転車両 自転車</p>
5 損害程度	<p>第一当事者 人的損害 なし          物的損害 前輪擦過</p> <p>第二当事者 人的損害 左第一基節骨骨折          物的損害 前輪パンク及びスポーク折損</p>
6 過失割合	警察側80% : 相手方20%
7 賠償額	府費支出額 830,374円
8 備考	<p>平成26年12月17日、内諾書受領。          平成27年1月14日、知事専決処分。          平成27年1月20日、第二当事者と示談。</p>

## 平成 27 年度主要事業概要案 (公安委員会)

上段 平成27年度財務部長内示額  
 中段 平成27年度知事復活要求額  
 下段 平成26年度当初予算額

(一般会計)

(単位 百万円)

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘要
総合的な治安対策 の推 進	160 25 (176)	○ 街頭犯罪抑止総合対策 ○ 府民生活を脅かす犯罪対策 ○ 捜査支援の充実強化
人的基盤の充実	0 - (0)	○ 警察官の増員
警察装備の充実	2,296 - (2,175)	○ 自動車の更新・維持・管理 ○ 航空機の維持・管理 ○ 舟艇の維持・管理 ○ 資器材の整備
警察署の整備	3,742 - (2,439)	○ 警察署の建替え(継続事業) ○ 福島警察署移転建替整備 平成27年度竣工予定 ○ 豊中警察署建替整備 平成28年度竣工予定 ○ 天満警察署建替整備 平成29年度竣工予定 ○ 平野警察署移転建替整備 平成29年度竣工予定
交番等の整備	214 - (233)	○ 交番等の建替え 建替建設 交番5か所 実施設計 交番5か所
警察施設 の改修	2,115 - (2,379)	○ 女性関係施設の改修 ○ 警察庁舎の耐震化改修 改修工事 高槻警察署等5か所 撤去工事 第一機動隊別館等2か所 ○ その他の施設改修 空調・外壁・消防設備改修他

(単位 百万円)

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘要
待機宿舎の整備	1,170 - (586)	○ 待機宿舎の建替え ○ 吹田②待機宿舎建替整備 (継続事業) 平成27年度供用開始予定 ○ 北①待機宿舎建替整備 (継続事業) 平成31年度供用開始予定 ○ 城東②待機宿舎建替整備 (継続事業) 平成31年度供用開始予定
大手前立体駐車場の整備	2,550 - (240)	○ 成人病センターと合築による立体駐車場整備 (継続事業)
警察本部庁舎正面玄関整備	76 - (0)	○ 本部本庁舎正面玄関前エリアの整備 (新規事業)
淀川警察署別館建替整備	70 - (9)	○ 淀川署別館を建替整備 (第二方面隊庁舎) (継続事業)
南警察署環境改善事業	15 - (0)	○ 南警察署の別館整備又は民間ビルの借上 (新規事業)
交通安全施設等整備	7,715 - (7,551)	○ 交通安全施設等整備 交通信号機・道路標識
違法駐車対策	2,023 - (2,082)	○ 違法駐車対策の強化 ○ 駐車管理対策の推進
交通関係事犯捜査資器材の整備	244 - (16)	○ 交差点カメラの整備 ○ 交通事故自動記録装置の撤去
西成(あいりん地域)特別対策事業	104 - (209)	○ 薬物犯罪対策 ○ 少年健全育成・通学路安全対策